

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十六年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町山田四丁目二四三五番一、二四三五番二の一部、二四六一番二の一部、二四六一番三の一部、二四六一番四の一部、二四六一番五の一部、二四六一番八の一部、甲二四六二番の一部、二四六三番、二四六四番の一部、二四六五番の一部、二四六六番の一部、二四六七番の一部、三七六番四の一部、甲二四六二番から二四六七番地先里道、二四三五番二から二四六六番一地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区宇品御幸四丁目一四番二一号

株式会社タカケン

代表取締役 高橋 邦隆